派遣先国 查証申請用必要書類

★以下は、昨年申請の際に提出した主な書類となります。ご参考下さい。今後出発予定順に提出書類の詳細をご自宅へ郵送させていただきます。そちらをご覧になった上で書類の準備をお進め下さい。 ※書類の発行日に指定があります。早めの取得は避けてください 財産証明、資金証明等事前に案内が必要と思われる書類に関しましてはご確認をお願いいたします。

右の金額はサポート費用と申請費用のみの金額となります。特記事項左側の欄は含まれておりません事ご承知おきください。(申請費用は為替レートにより変動します)

	パスポート 残存期間	出頭者	出頭(申請) 場所	保護者 身分証明書 原則有効なバスポートの提 出が望ましい! 免許書翻訳料:¥5,500 ~	轻済能力証明	に不	保険加入 200,000~/年間保険料査証申請時 要でもン学に際して必要なケース有り 請に必要なども何らかの保険の加入をお 願い致します)	健康診断 (内容により異なる) ¥20,000 ~	戸籍版本 翻訳料: ¥16,500~ (英語) /A4サイズ ¥22,000~ (水*小語) /200文字 ¥19,800~ (仏語) /A4サイズ ¥22,000~ (関語) /A4サイズ ¥22,000~ (関語) /A4サイズ フォ゚スティー1¥5,500/1回※2	公証役場 ※ご両親で出頭して頂き、公証人の 前で署名を行ないます。 1署名に付¥11,500~ 78*スティー1¥5,500/回	特記事項	<参考> 2024年査証取得に掛かった 費用 以下は、申請料金、弊社サ ボート料金のみの合質です。 ※申請時の為替料金により、申 請料金は異なります。
フィリピン	就学期間 +3ヶ月	日本でビザ申請を行いません										現地到着後の手続きで 約¥150,000~かかります
アルゼンチン	就学期間 +3ヶ月	本人	東京	免許証+署名OK +スペイン語訳	×	0	スペイン語訳 コロナ症状の治療が補償されること が明記されていること	×	戸籍抄本+スペイン語訳 +アポスティーユ	宣誓書+公証役場 +アポスティーユ	無犯罪証明書が必要です。	¥99,000~
アメリカ	就学期間 満了まで	本人	沖縄	不要	英文残高証明書 100万円以上			×	×	×		¥106,000~
カナダ	就学期間 満了まで	本人 (指紋認証)	東京大阪	原則親権者全員の 有効なパスポート	最後記帳100万円以上			×	戸籍謄本+翻訳	宣誓書+公証役場		¥70,000~
フランス	就学期間 +3ヶ月	本人+片親	東京	留学期間中 有効なパスポート	×	0	傷害、疾病、個人賠償	母子手帳+フランス語訳 (ポリオ接種3回歴)	戸籍謄本+フランス語訳 +アポスティーユ	×		¥82,000~
エストニア	就学期間 +3ヶ月	不要	×	留学期間中 有効なパスポート	×			×	戸籍謄本+翻訳 +アポスティーユ	渡航同意書+公証役場 +アポスティーユ		¥35,000~
スペイン	申請時 15ヶ月以上	両親	東京	留学期間中 有効なパスポート	直近6ヶ月以上光熱費,給与等出入りの わかる、150万円以上ある通帳のコピー	0	スペインの保険会社での 保険加入が必要 (webにて加入)	大使館指定フォームにて	戸籍謄本+スペイン語訳 +アポスティーユ	×	・成績表/在学証明書/戸籍謄本/住民票多くの書類のスペイン 語訳とアポスティーユ取得が必要 となります(約¥100,000~)	¥165,000~
イタリア	就学期間 +3ヶ月	本人+両親	東京大阪	留学期間中 有効なパスポート	直近6ヶ月以上記帳の銀行通帳 200万円以上	0	保険契約書原本	×	戸籍謄本+イタリア語訳 +アポスティーユ		住民票は、面接直近一週間前 取得	¥88,000~
台湾	就学期間 +3ヶ月	本人+親	沖縄	免許証+署名OK	英文残高証明書 150万円以上			指定フォームでの診断	戸籍謄本	×	在学、成績証明書	¥55,000~
オランダ	就学期間 満了まで	※現地到着後申記	Ť		×			×	戸籍謄本+オランダ語訳 +アポスティーユ	×		¥44,000~
メキシコ	就学期間 +3ヶ月	本人+両親	東京	留学期間中 有効なパスポート	月間明細書(3ヶ月分) 残高が80万円以上あること			×	戸籍謄本+スペイン語訳	渡航宣誓書+公証役場 +アポスティーユ		¥89,000~
南アフリカ	就学期間 +3ヶ月	本人+片親	東京	留学期間中 有効なパスポート	月間明細書(3ヶ月分) 残高が100万円以上あること + 英文翻訳が必要	0	南アフリカの保険会社での 保険加入が必要 (webにて加入)	指定フォームでの健康診断 レントゲン撮影証明書	戸籍謄本+翻訳 +アポスティーユ	×		¥110,000~

[※] アポスティーユとは、外務省の証明のこと。 アポスティーユを取得することで日本の大使館・領事館の領事認証があるものと同等のものして、提出先国で使用することができます

上記はあくまでもビザ申請のために必要となる書類の抜枠です。 留学で必要となる書類は、別途多岐に渡ります。 まだ同種の書類でもビザ取得用、留学用と2種取得をお願いすることもございます。 健康診断書は留学のために提出する書類とビザ申請の為に必要となる書面には大使館指定病院、指定書面など重複して準備いただく場合もあります。